

介護老人保健施設「葵の園・緑区」運営規程【抜粋】

（運営の方針）

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

（1）介護保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活の世話を
行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともにその者の
居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業
者、及び他の介護保険施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（2）指定通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を
営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回
復を図るものとする。

（3）介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援1または2の状態になった場合においても、その人の生活や人生を尊重し、生活機能の維持、向上を
積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、
利用者の自立支援を図るものとする。

（4）指定短期入所療養介護

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生
活を営むことができるよう、介護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上
の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（5）介護予防短期入所療養介護

利用者が要支援1または2の状態になった場合においても、その人の生活や人生を尊重し、生活機能の維持、向上を
積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、介護・医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要
な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上、自立支援及び利用者や家族の身体的及び精神
的負担の軽減を図るものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	介護保険施設サービス 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリ テーション		職 務	備 考 (兼務等の状況)
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤		
管 理 者 (施設長)	人 1	人	人 1 (兼務)	人	施設、職員及び業務の管理	医師を兼務
医 師	(1)				利用者の健康管理	
薬 剤 師					薬の調剤	業務委託
看護職員	7 以上	1 以上		1 以上	利用者の看護	
介護職員	18 以上	2 以上	4 以上	3 以上	利用者の介護	
支援相談員	1 以上		1		利用家族の相談援助	
理学療法士 作業療法士	4 以上		1 以上	0.5 以上	機能回復訓練の実施	

管理栄養士	1 以上				利用者の栄養管理	入所と通所の兼務
介護支援専門員	1 以上				ケアプラン策定	
調 理 員	委託				利用者の食事調理	業務委託
事務職員	必要数				事務全般	入所と通所の兼務
その他職員	必要数					

（定員）

第 5 条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- （1）介護保健施設サービス 7 8 名 （指定短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護含む）
- （2）指定通所リハビリテーション 4 0 名 （介護予防通所リハビリテーション含む）

（指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第 1 0 条 指定通所及び介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。（ただし、1 2 月 3 1 日～1 月 3 日は除く）
- （2）営業時間 午前 9 時 4 5 分から午後 4 時 1 5 分とする。（送迎時間を除く）
 ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

（禁止行為）

第 1 5 条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

（非常災害対策）

第 1 6 条 施設は、利用者の生命及び安全の確保の観点から次の措置を講じることとする。

- 一 消防計画の策定
- 二 非常災害用設備の使用法周知のための従業員に対する研修の実施
- 三 通報・消火・避難等の基本訓練の実施（年 2 回以上。内 1 回以上は夜間または夜間想定訓練）
- 四 大規模災害発生または感染症流行時において必要となる業務を継続するための計画書の策定
- 五 前号計画書に基づく訓練の実施（年 2 回以上）

（虐待防止のための措置）

第 1 7 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から次の措置を講じることとする。

- 一 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- 二 利用者及びその家族からの苦情処理の体制の整備
- 三 利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待をうけている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じて区市町村へ報告する
- 四 その他虐待防止のために必要な措置

（感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止）

第 1 8 条 施設は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の観点から次の措置を講じることとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延を防止するための従業員に対する研修の実施
- 二 集団感染を防止するための予防接種の実施

（協力病院）

第 2 0 条 協力病院は、次のとおりとする。

- 一 協力病院名 独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院
 診療科目名 外科、内科、整形外科、皮膚科、眼科
 所在地 千葉県千葉市中央区仁戸名町 6 8 2

- 二

協力病院名

坂の上外科（診療所）
- 診療科目

外科、胃腸科、整形外科、放射線科
- 所在地

千葉県千葉市緑区土気町 3 1 1
- 三

協力病院名

国保大綱病院
- 診療科目

外科、内科、整形外科、消化器科、皮膚科
- 所在地

千葉県大綱白里市富田 8 8 4 番地 1
- 四

協力病院名

おゆみの中央病院
- 診療科目

整形外科、内科、循環器内科、呼吸器内科、脳神経外科
- 所在地

千葉県千葉市緑区おゆみ野南 6 丁目 4 9 番地 9
- 五

協力病院名

茂原デンタルクリニック（歯科）
- 診療科目

歯科
- 所在地

千葉県茂原市法目 1 2 8 0 - 1

別表 1 サービス利用料及びその他費用（1 / 2）

	介護保健施設サービス	短期入所療養介護	通所リハビリテーション
食費	1 利用者負担第 4 段階 1,950 2 同上 第 3 段階② 1,360 3 同上 第 3 段階① 650 4 同上 第 2 段階 390 5 同上 第 1 段階 300	1 第 1 ～ 第 3 段階①② ・朝食 441 ・昼食 522 ・夕食 482 2 第 4 段階 ・朝食 600 ・昼食 700 ・夕食 650	770
居住費	1 利用者負担第 4 段階 560 2 同上 第 3 段階①② 430 3 同上 第 2 段階 430 4 同上 第 1 段階 0	滞在費 左に同じ	
利用者の選定 する特別な食事	実 費		実 費
日用品費	実 費	実 費	実 費
教養娯楽費	実 費	実 費	実 費
文書作成料 （税込）	3,300		
おむつ代 （税込）	（外泊時のみ） 1 紙オムツフラット 110 2 紙オムツパンツ 154 3 尿取りパット 44		1 紙オムツフラット 110 2 紙オムツパンツ 154 3 尿取りパット 44
理美容代	実費精算	実費精算	
特別室料 （税込）	1,650	左に同じ	
電気代（税込）	110	左に同じ	
イヤホン代 （税込）	440 / 個	左に同じ	
健康管理料 （税込）	実費精算	実費精算	実費精算

写真代（税込）	実費精算	実費精算	実費精算
洗濯代（税込）	実費精算	実費精算	

（１）日用品費及び教養娯楽費は、利用者の希望に応じてサービスを提供するものとする。

（２）サービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。

別表１ サービス利用料及びその他費用（２／２）

	介護予防短期入所療養介護	介護予防 通所リハビリテーション	備考
食費	1 第１～第３段階①② ・朝食 441 ・昼食 522 ・夕食 482 2 第４段階 ・朝食 600 ・昼食 700 ・夕食 650	770	
居住費	1 利用者負担第４段階 500 2 同上 第３段階①② 370 3 同上 第２段階 370 4 同上 第１段階 0		
利用者の選定 する特別な食事	実 費	実 費	
日用品費	実 費	実 費	
教養娯楽費	実 費	実 費	
文書作成料 （税込）	3,300		
おむつ代 （税込）		1 紙オムツフラット 110 2 紙オムツパンツ 154 3 尿取りパット 44	
理美容代	実費精算		
特別室料 （税込）	1,650		
電気代（税込）	110		
イヤホン代 （税込）	440／個		
健康管理料 （税込）	実費精算	実費精算	
写真代（税込）	実費精算	実費精算	
洗濯代（税込）	実費精算		

（１）日用品費及び教養娯楽費は、利用者の希望に応じてサービスを提供するものとする。

（２）サービスを提供する場合は、その同意のもと積算を明らかにして実費相当の負担を求めるものとする。